

木更津市民総合福祉会館指定管理者の指定に関する要項

平成29年8月

木更津市

木更津市民総合福祉会館（以下「会館」という。）の指定管理者については、木更津市公の施設の管理に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号。以下「手続条例」という。）等に定めるもののほか、この要項の定めるところにより、指定管理者の指定手続等を行います。

1 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 木更津市民総合福祉会館 |
| (2) 設置目的 | 市民福祉の向上を図ることを目的として設置しています。 |
| (3) 所在 | 木更津市潮見2丁目9番 |
| (4) 設置時期 | 昭和59年7月 |
| (5) 建物の概要 | 敷地面積 12,619.31 m ²
建築面積 1,867.31 m ²
建物の床面積 4,254.44 m ²
施設内容
・本館 鉄筋コンクリート造3階建
① 身体障害者福祉センター
・機能回復訓練室、日常生活訓練室、社会適応訓練室、
② 地域福祉センター
・ボランティア室、教養室、第一・第二会議室、第一・第二
研修室、第一・第二談話室、小会議室
③ 働く市民センター
・料理実習室、 <u>談話文化コーナー、和室、講習室、第三・第
四会議室、第三研修室、音楽室</u>
※下線の施設については指定管理の対象とするか否かを平
成29年10月までに決定します。
④ 幼児言語センター
・指導室、聴力検査室、資料室、プレイルーム、幼児コーナ
ー、事務室、観察室
⑤ 共用
・市民ロビー、市民ホール、ホワイエ、機械室、電気室、屋
内倉庫、エレベーター、図書コーナー、車庫、動く彫刻、
庭園、駐車場、自転車置場、自動販売機コーナー
⑥ その他
・(社) 木更津市社会福祉協議会事務室、面接室
・(公) シルバー人材センター事務室、 |

2 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務を行います。業務の詳細等は、別紙「仕様書」によるものとします。

- (1) 会館の施設の提供に関する業務
- (2) 会館の利用及びその制限に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) 会館の使用料の徴収に関する業務
- (5) 会館の設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

4 応募資格

- (1) 市が計画する各種の福祉計画を十分理解し、地域住民と常に連携を図り、一体となった福祉の向上のための確な活動及び行動ができる団体であること。
- (2) 市の防災計画に基づき、市地域の各種団体と連携し、的確な活動及び行動ができる団体であること。
- (3) 類似施設の管理運営業務に知識と経験を有し、当該施設を適正に管理運営できる能力を有すること。

(4) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

ア 木更津市税、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
イ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

ウ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ② 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を

有しているとき。

- ⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

5 指定管理者の指定スケジュール

指定管理者の指定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。詳細については、次項以降で確認してください。

	内 容	日 程
指定の申請	現地説明会の実施の受付	平成 29 年 8 月 1 日(火)午前 10 時
	指定申請に関する質問	平成 29 年 8 月 7 日(月)～9 日(水)
	質問に対する回答	平成 29 年 8 月 14 日(月) (予定)
	申請書等の受付	平成 29 年 8 月 17 日(木)～8 月 18 日(金)
選定手続等	指定管理者候補者選定委員会	平成 29 年 10 月 予定
	指定管理者候補者の決定通知	平成 29 年 10 月 予定
	指定管理者の指定議案の提案、議決	平成 29 年 12 月
	指定管理者指定通知書の交付	平成 29 年 12 月
	指定管理者との協定締結	平成 30 年 1 月～2 月
	前任者からの引継ぎ	平成 30 年 3 月 31 日(火)まで

6 申請書類等

次に掲げる書類を正 1 部、副 1 0 部（複写可）の計 1 1 部提出してください。ただし、(1)については、正 1 部とし、(8)、(9)については、正 1 部、副 1 部の計 2 部とします。また、書類は、A 4 版サイズに揃えて提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式 1）

- (2) 施設の管理に係る事業計画書（様式 2）

※平成 3 0 年度から平成 3 4 年度までの事業計画について提案してください。

- (3) 施設の管理に係る収支計画書（様式 3） ※別記 1 による管理経費項目一覧を参照のうえ提案内容に基づき積算してください。

- (4) 申請団体の経営状況を説明する書類

財務状況を明らかにすることができる書類であり、決算書類（申請日の直近 2 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等である。

- (5) 団体の組織及び概要を記載した書類

団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類

- (6) 団体の役員名簿

- (7) 団体の定款の写し、規約又はこれらに類する書類

- (8) 法人にあっては、法人の登記事項証明書

- (9) 納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税、並びに法人市民税及び固定資産税の納税証明書各 1 ヶ年分。

7 現地説明会

指定管理業務等についての説明会を、平成29年8月1日（火）午前10時から会館において行います。

8 指定申請に関する質問の受付

指定申請に係る質問は、次により行ってください。

(1) 質問の方法

郵送、FAX、電子メール又は質問書の持参のいずれかで行ってください。

(2) 質問の受付期間

平成29年8月7日（月）午前9時～9日（水）午後5時（必着）

(3) 質問の受付場所

木更津市福祉部社会福祉課

（〒292-8501 木更津市朝日3丁目10番19号）

（TEL0438-23-6715 FAX 0438-25-1213）

（電子メールアドレス shafuku@city.kisarazu.lg.jp）

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年8月14日（月）頃に通知します。

9 申請書類の提出等

指定管理者の指定の申請は、次により申請書等を提出してください。

(1) 受付期間

平成29年8月17日（木）から平成29年8月18日（金）の午前9時～午後5時とします。

(2) 受付窓口及び提出方法

申請書類は、木更津市福祉部社会福祉課まで持参ください。

(3) ヒヤリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、申請書類の提出後にヒヤリングを行う場合があります。

10 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定の進め方

指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査の結果、指定管理者として可と判断された者となります。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

選定委員会の審査結果に基づき、木更津市長が指定管理者候補者を選定します。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数を超えた場合に、指定候補者となります。